

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（広報広聴課）	8
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	8
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	9
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	9
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	9
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	9
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	11
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	12
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	12
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....（調達課）	12
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	12
○特定調達契約に係る入札の公告.....	13

告 示

北海道告示第646号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成25年10月4日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
平成25年度下半期電波媒体道政広報実施業務（道政広報レギュラー番組・テレビ）
各24回

2 随意契約の相手方を決定した日

平成25年9月13日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社電通北海道
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1

4 随意契約に係る契約金額
(1) 番組を制作する業務 330,000円
(2) 再放送番組を制作する業務 55,000円
(3) 番組を北海道放送（HBC）に放送する業務 182,330円
(4) 番組を北海道文化放送（UHB）に放送する業務 182,330円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第647号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北海土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成25年10月4日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成25. 9. 19	理 事	尾 田 則 幸 岩見沢市北村豊正392番地
同	同	同	中 道 博 武 砂川市西豊沼145番地
同	同	同	鈴 木 正 憲 空知郡奈井江町字茶志内美唄3775番地
同	同	同	齋 藤 純 敬 美唄市字チャシユナイ724番地の1
同	同	同	高 田 幸 雄 同 字上美唄原野2684番地
同	同	同	小 島 光 穂 同 字上美唄4231番地2
同	同	同	宮 越 英 治 岩見沢市大願町420番地
同	同	同	小 山 博 士 同 北村赤川5052番地
同	同	同	長 井 眞 一 同 西川町451番地
同	同	同	石 黒 武 美 同 北村中央265番地
同	同	同	星 野 節 雄 同 北村砂浜4442番地

第2520号 9

北海道告示第652号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年9月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社
 - (2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号
- 4 落札金額
138,600,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年8月6日付け北海道告示第530号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第653号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 芦別市常磐町575地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、573・575・578の1・578の4・580・586・夕張市末広1丁目107の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、576、578の5から578の7まで、579
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年10月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町・奥尻郡奥尻町（以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年10月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 常呂郡置戸町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）

保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第656号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年10月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡興部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 常呂郡置戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・置戸町・檜山郡上ノ国町・紋別郡遠軽町・雄武町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

置戸町（国有林）、置戸町・雄武町（次の図に示す部分に限る。）、上ノ国町・遠軽町 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 滝川市 2 都市計画事業の種類及び名称 滝川都市計画道路事業（3・4・7号鈴蘭通） 3 事業施行期間 平成25年10月4日から平成30年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 滝川市栄町2丁目及び栄町3丁目地内 北海道告示第659号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成25年10月4日 北海道知事 高 橋 はるみ 「同 2 売りさばき人の項帯広信用金庫の事項中「同 浦幌支店」を、同 同 浦幌支店 中央支店 に改め、同項北海道厚産株式会社の事項を削る。 稲田支店」
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道告示第657号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を仁木町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第581号のとおりである。 平成25年10月4日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 余市郡仁木町旭台237所在の森林について所有権を有する 奎保 英夫 余市郡仁木町旭台237所在の森林について所有権を有する 佐坂 正夫 北海道告示第658号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成25年10月4日	北海道渡島総合振興局告示第116号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年10月4日 北海道渡島総合振興局長 中 西 猛 雄 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 道道江差木古内線新吉堀トンネル工事 L=1,506m W=7.0m 2 落札を決定した日 平成25年7月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 鹿島・松本・相互特定建設工事共同企業体 (2) 住 所 東京都港区元赤坂1丁目3番1号 4 落札金額 4,073,244,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年4月16日付け北海道渡島総合振興局告示第51号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第118号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月4日

北海道渡島総合振興局長 中 西 猛 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 163台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成26年2月3日から平成31年2月2日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年10月4日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入 札 日 時 平成25年11月15日 午後2時（送付による場合は、同月14日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータ 15台

イ 予 定 時 期 平成26年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）でダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of Personal Computer 163 1set

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., November 15, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than November 14, 2013)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8554 Japan

Phone : 0138-47-9608
